

## 独立行政法人国際協力機構 2017 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく 2017 年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

### 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

開発協力大綱に掲げられる重点課題の解決を通じて国際社会の平和と安定及び繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長を実現するため、それぞれの開発課題に対して以下の取組を行う。その際、日本の経験や機構の開発協力の経験をいかすとともに、国内外での連携を通じて課題解決に向けた多様な力を動員する。また、開発のインパクトを増大するため、多様化、複雑化、広範化している開発課題に対する有効な解決策の提示や新たな課題への迅速かつ柔軟な対応に必要なイノベーションを図り、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する。

#### 日本の開発協力の重点課題

##### （1）開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

###### ア 都市・地域開発

- ・ 持続可能な都市・地域の実現に貢献するため、都市開発マスター・プラン（MP）策定に係る事業を形成・実施する。その際、公共交通志向型都市開発の推進や、社会的弱者を含む利害関係者との合意形成、回廊開発アプローチ等による都市と地域の均衡ある発展を推進する。
- ・ 特に、より合理的な交通需要予測手法を確立し、MP 策定支援への適用や更なる MP 活用策を打ち出す。

###### イ 運輸交通・ICT

- ・ 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等にも貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラや ICT 環境の整備に向けた事業を形成・実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等、インフラ全体の強靭性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。
- ・ 特に、都市交通問題の解消に向けた日本の高度道路交通システム（ITS : Intelligent Transport Systems）技術を東南アジアや南アジア等で活用する。また、日本政府の「戦略的イノベーション創造プログラム」事業との連携を通じた道路アセットマネジメントに関する東南アジアの中核人材の育成に

着手する。

- ・ インドにおける高速鉄道事業では、設計や持続性に配慮した技術基準策定や人材育成等を支援する。また、各国での新たな都市鉄道システムの導入検討における持続的なシステムについては、基幹交通網としての計画の妥当性や現地化にも配慮した運営・維持管理体制の適切性等を検討する。

#### ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- ・ パリ協定や質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等にも貢献するため、安定的で質の高い電力供給とアクセスの向上に向けた事業を形成・実施する。その際、気候変動対策にも配慮し、各国のMPの策定・見直しや電力システムの高効率化、地熱等の再生可能エネルギーの導入に取り組む。
- ・ 特に、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI : The sixth Tokyo International Conference on African Development）を踏まえ、地熱開発の試掘支援の着手、アフリカ東部パワープールのガス火力発電や送配電システムの拡充、効率的な運営・維持管理の実現のためのIoT（Internet of Things）活用に向けた人材育成を行う。
- ・ 「ハイブリッド・アイランドプログラム」では、太平洋島しょ国に対する広域支援を継続するとともに、カリブ海諸国等での安定的な電力供給と燃料消費削減を両立可能な最適電力系統に係る類似協力の展開を開始する。
- ・ 「資源の絆プログラム」では、国内の産学官のネットワークを最大限に活用、強化し、資源関連の研修の実施や帰国研修員に対するフォローアップを行う。

#### エ 民間セクター開発

- ・ TICAD VI 及びアジア地域での産業人材育成協力イニシアティブでの公約達成にも貢献するため、産業振興政策の立案及び実施能力の向上、並びに産業人材育成に資する高等教育機関の能力向上や育成拠点となる機関の機能強化に向けた事業を、アフリカでのTICAD産業人材育成センター及びアジアでの高等教育機関や日本センターを中心に形成・実施する。
- ・ 特に、「アフリカのための産業人材育成（ABE:Africa Business Education）イニシアティブ」や「Innovative Asia」を通じて本邦大学での教育及び本邦企業での実務研修を行う。また、アフリカでのカイゼンの面的展開及び標準化のため、アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD : New Partnership for African Development）事務局との協力による「カイゼン・イニシアティブ」の立上げについて合意する。
- ・ 海外直接投資促進のためのアドバイザー派遣では、日本企業への現地情報の発信や経済特区開発に関する教訓の取りまとめも行う。

#### オ 農林水産業振興

- ・ 農家の収入向上や開発途上地域の農產品輸出促進の実現を目指し、フードバリューチェーンの改善や農産物の付加価値向上に向けた事業を形成・実施す

る。また、TICAD VI の公約達成にも貢献するため、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）アプローチの広域展開や展開国での技術指導者や小農の育成を支援する。

- 特に、各国での SHEP アプローチ普及に係るノウハウを取りまとめ、広域セミナーを通じて各関係者と共有する。

#### 力 公共財政管理・金融市場等整備

- 健全な政府財政や金融市場等の基盤の実現や開発途上地域の国内資金動員の実現に向けた事業を形成・実施する。また、開発途上地域のニーズに幅広く対応するため、国内関係省庁や国際機関と連携し、金融および公共財政管理分野の研修を実施する。
- 特に、アジア諸国における日本の知見を活用した証券市場整備に関する新規事業の形成、並びに、国内資金動員・国際課税や公共財政管理の能力向上に係る支援や、東部アフリカ地域におけるワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）の域内マニュアルの適用・普及促進を図る。

#### (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

##### ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化

- 平和と健康のための基本方針及び国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン等にも貢献するため、健康危機への準備態勢強化を含めた UHC の実現や非感染症対策の強化に向けた事業を形成・実施する。
- 特に、UHC の実現に向け、第三国と連携した能力強化のための国際研修を実施するとともに、国際的な UHC モニタリング会合で国際機関との連携事例を発信する。また、非感染症対策の能力強化を目的とした技術協力事業を新たに開始する。

##### イ 感染症対策の強化

- 感染症による健康危機時に対応する公衆衛生上の備えの強化に向けた事業を形成・実施する。また、国際保健規則（IHR : International Health Regulation）遵守を促進する。加えて、突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行う。
- 特に、アフリカ地域では、新規の技術協力事業や留学制度を活用したグローバル感染症対策に係る人材育成事業を形成する。
- 世界保健安全保障アジェンダと連携した活動（ミャンマー、フィリピンに対する合同評価、域内セミナー等）を行う。

##### ウ 母子保健の向上

- 母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた事業を形成・実施する。

- ・特に、母子手帳を活用した母子保健の向上のための技術協力事業をガーナで新たに開始する。
- ・開発途上国での母子手帳の普及促進及び国際的な認知向上に向け、世界保健機関（WHO）とともに、母子手帳に係る国際標準の策定を目的とした母子手帳に係るガイドライン策定を行う。

## エ 栄養の改善

- ・「栄養改善事業推進プラットフォーム」の推進にも貢献するため、日本の民間企業の活力も活用し、栄養改善に向けた事業を形成・実施する。
- ・「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA : Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」の目的に合致した栄養改善に資する事業形成のため、IFNA 重点対象国を中心に栄養に関する調査を実施し、その結果を基に、新規及び既存事業に総合的な栄養目標や指標を組み込む。また、IFNA 推進のため、NEPAD 等と協力し、第 1 回パートナー会合及び運営委員会を開催するとともに、世界銀行・国際通貨基金（IMF）総会サイドイベント等で栄養分野の重要性と IFNA を通じた日本の貢献を発信する。

## オ 安全な水と衛生の向上

- ・安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に向けた事業を形成・実施する。
- ・特に、国内外の水道事業のグッドプラクティスや教訓を共有し、開発途上国と日本の水道事業関係者（民間企業含む）との関係を強化するため、アジアの水道事業体幹部が参加する国際フォーラムを横浜市とともに開催する。

## カ 万人のための質の高い教育

- ・平和と成長のための学びの戦略にも貢献するため、子どもの学びの改善に向けた事業を形成・実施する。
- ・特に、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及び難民児童支援に係る新規の技術協力事業を新たに開始する。また、アフリカ地域 4 か国では、子どもの学びの改善を目標とした事業のプログラム化を行う。
- ・子どもの学びの改善の効果的な実現策を検討するためのインパクト評価を実施するとともに、世界銀行の世界開発報告書及びユネスコの教育グローバルモニタリングレポートに関する協議に参画し、日本の基礎教育協力の優良事例を世界に発信する。

## キ スポーツ

- ・スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT : Sports for Tomorrow）をはじめとした政府方針を踏まえた「スポーツと開発」に係る事業方針に基づき、ボランティア派遣、課題別研修や技術協力プロジェクト等の事業を形成・実施する。

その際、競技団体・大学等の関係機関とのネットワークを一層構築するとともに、好事例や知見を蓄積する。

- 特に、機構の体育・スポーツ分野の広報媒体の作成・配布やイベントの開催、相手国政府への発信に取り組む。

#### ク 社会保障・障害と開発

- 社会保障制度の構築や障害者等の社会的弱者に配慮した事業を形成・実施する。また、障害者の開発プロセスの参加促進に係る取組や、事業への障害の視点の組込を推進するため、機構事業関係者に対する研修を実施する。
- 特に、タイで高齢者介護制度に係る事業成果の課題分析や、ヨルダンで障害のある難民支援のための技術協力事業の形成を行う。
- アジアの持続的発展に向けた高齢者社会への対応に関するセミナーをアジア開発銀行（ADB）と共に催し、日本の取組を発信する。

#### (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

##### ア 公正で包摂的な社会の実現

- 民事法・経済法を中心とした法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を形成・実施する。
- 特に、法整備に関しては、東南アジアを中心とした重点国に対する民商事法分野を中心とした支援を行う。加えて、立法府における議会事務局の能力強化（ベトナム）や選挙改革支援（カンボジア等）、また、国営放送局の公共放送化の支援（ウクライナ、ミャンマー、コソボ等）を行う。中央・地方の行政強化に関しては、公務員制度の改革や人材育成の強化（ベトナム、カンボジア等）や地域住民のニーズに基づく開発計画策定・事業実施能力強化（タンザニア、バングラデシュ等）を行う。

##### イ 平和と安定、安全の確保

- 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的・社会サービスの改善と、これに資する政府機関（特に地方行政機関）の能力強化に向けた事業を、国際機関とも連携しつつ形成・実施する。また、治安機関や海上保安機関等の法執行機関、国境管理機関等の機能強化や、安全なサイバー空間の実現等に向けた事業を形成・実施する。特に、地方行政の能力強化に向けた課題別研修を形成する。また、地雷・不発弾処理能力向上に資する南南協力事業を実施する。加えて、治安機関に関しては、インドネシア、ブラジル等地域警察制度の普及に向けた協力をを行うとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る課題別研修を実施する。
- 難民・国内避難民に係る取組については、自立支援を継続的に実施する。特に、シリア周辺国及びアフリカにおける職業訓練、農業技術指導を行う。また、難民の受入コミュニティのレジリエンス強化のための新たな取組を開始する。加えて、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携し、2018

年に発効予定の難民コンパクトの検討作業に参加する。

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築

ア 気候変動

- ・ パリ協定を始めとする気候変動に係る国際枠組にも貢献するため、開発途上地域の低炭素かつ気候変動の影響に対して強靭な社会づくりに資する事業を形成・実施する。また、気候変動対策の主流化を促進するため、事業において気候変動影響の配慮と、それを踏まえた事業計画作りを推進する。
- ・ 特に、適応策にかかる気候変動対策支援ツールの改訂や、各国の「自国の貢献（NDC : Nationally Determined Contributions）」の作成・改善・実施に係る能力開発を支援する。
- ・ ベトナムにおいて、NDC の緩和策の実施促進に資する技術評価、国家温室効果ガス排出最小化ロードマップの策定及び測定・報告・検証（MRV : Measurement, Reporting and Verification）システムの構築を支援し、その成果を国連気候変動枠組条約の第 23 回締約国会議（COP23）サイドイベント等の機会で発信する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

- ・ 自然災害に対して強靭な社会づくりの推進に向けた事業を形成・実施するとともに、開発途上国や国際社会での防災の主流化を推進する。また、災害発生時に切れ目のない迅速な支援を行うべく、災害や支援ニーズに係る情報を収集、発信し、関係者間で迅速に共有する。
- ・ 特に、防災グローバルプラットフォーム等の国際会議での発信や、仙台防災協力イニシアティブの目標達成に向けた防災人材育成に取り組む。また、ネパールでは、より良い復興（Build Back Better）の概念に基づき、日本の知見を踏まえた復興計画の立案を支援する。

ウ 自然環境保全

- ・ 自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を形成・実施する。また、民間企業と連携した REDD+を推進するため、官民プラットフォームの加盟団体の増加や新たな官民連携事業の形成に取り組む。
- ・ 特に、地域セミナーや国際会議、研修事業を通じ、「JJ-FAST（JICA-JAXA 热帯林早期警戒システム）」の利用の拡大に取り組む。加えて、国連気候変動枠組条約の COP23 及び砂漠化対処条約の第 13 回締約国会議（COP13）等の場で事業成果を発信する。

エ 環境管理

- ・ 都市部の住環境の改善や持続可能な経済社会システムの構築、能力強化に向けた事業を形成・実施する。
- ・ 特に、SDGs のモニタリングにも貢献すべく、汚水処理率等のモニタリング

- 手法に係るパイロット調査を実施し、その成果を国際会議等で発信する。
- ・ 廃棄物分野については、アフリカ諸国を対象にした地域協力プラットフォームの構築及び、第8回太平洋・島サミットを見据えた事業形成や「3R(Reduce, Reuse, Recycle) プラス Return」に係る調査を実施する。
  - ・ フィリピンとベトナムでは、下水道分野で自治体と連携した無償資金協力事業を新たに形成する。

**オ 食料安全保障**

- ・ アフリカ稲作振興のための共同体（CARD : Coalition for African Rice Development）への貢献や、水産資源の持続的利用の推進に向けた事業を形成・実施する。
- ・ 特に、CARD のこれまでの取組の成果と教訓・課題のレビュー調査を実施し、調査結果を踏まえ、CARD 運営委員会で 2019 年以降の支援の方向性を検討する。
- ・ 干ばつによる農家家計への影響を低減することを目的とした支援や、東カリブ島しょ国地域での水産資源管理に係るシンポジウムの開催、アフリカでの内水面養殖普及の広域支援事業を新たに開始する。

**(5) 地域の重点取組**

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、グローバルな課題への貢献にも留意する。

**ア 東南アジア・大洋州地域**

- ・ 東南アジアについては、連結性強化等を通じた ASEAN の一体性を高める共同体の推進、法の支配やグッドガバナンスの確立、国際秩序を支える普遍的な価値を共有し、それを主導する人材の育成を重点領域として支援する。特に、経済成長に伴い高度化する開発ニーズに対応するため、質の高いインフラ整備に資する事業や民間企業、学術・研究機関、地方自治体等の知見を動員した協力を推進するとともに、産業人材等の育成を支援するための留学生受入事業の質の向上並びに量の拡充に取り組む。
- ・ 大洋州については、小島嶼国の自立を支える人材育成と共に、海洋インフラや電力、社会サービスなどの経済・社会基盤整備、気候変動対策、防災等、地域特有の脆弱性の克服・緩和への対応を重点領域として支援する。

**イ 南アジア地域**

- ・ インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済基盤の構築、平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援する。
- ・ 特に、民間セクターと協働し、高速鉄道等の域内外の連結性の向上に資する事業を形成する。また、ネパール震災復興支援等の自然災害や都市災害に係

る事業の形成、実施を通じ、仙台防災枠組に貢献する。加えて、テロ対策支援や基礎的行政サービスに係る協力事業を形成する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成を重点領域として支援する。
- ・ 特に、産業多角化のための事業形成に向けた情報収集を行い、多角化の基礎となる産業人材育成等の事業を形成する。また、ガバナンスの強化においては財政、政策・制度面に焦点を当てた人材を育成する。
- ・ 域内外の連結性及び国内の格差の是正に配慮しつつ、国際幹線道路やエネルギー効率の高い発電所等、質の高いインフラ整備に資する事業を形成する。

エ 中南米・カリブ地域

- ・ 投資環境整備に資するインフラ、防災、気候変動対策や格差是正を重点領域として支援する。さらに、留学制度等を活用した人材育成を推進する。
- ・ 特に、米州開発銀行との再生可能エネルギー開発・省エネルギー促進のための協調融資スキームを推進する。また、中米統合機構（SICA）を通じた地域協力を推進するため、物流・ロジスティクス、生態系・湿地保全等の重点分野の地域協力事業を形成・実施する。
- ・ 日系社会と日本の関係強化については、民間企業や地方自治体との連携を含む日系社会連携事業を行うとともに、日本政府の今後の日系連携のあり方に係る議論に対して知見を提供する。

オ アフリカ地域

- ・ TICAD VI ナイロビ宣言に基づき、運輸交通、水・衛生、エネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の改善を重点領域として支援を行う。
- ・ 特に、北部回廊マスターplanに基づく域内経済開発事業を形成するほか、アフリカ開発銀行総会等の機会にアフリカにおける質の高いインフラ投資に関する日本の取組を国内外に発信する。
- ・ 「カイゼン・イニシアティブ」及び IFNA を地域経済共同体の枠組みを通じて推進するため、NEPADとの協力による両イニシアティブ運営事務局の設置に取り組む。

カ 中東・欧州地域

- ・ 留学制度等を活用した開発途上国の発展を支える人材育成、格差是正や雇用創出、インフラ整備を地域の安定化に必要な重点領域として支援する。
- ・ 特に、国際機関とも連携し、シリア難民留学生受入事業の本格実施、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム（J-TRaC : Japan Team for Refugees and Community）」の派遣、欧州地域を含めた難民受入ホストコミ

ユニティに裨益する支援に取り組む。

### 国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）

#### (6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

##### ア 民間企業等

- ・ 日本の民間企業等が有する技術や製品、システム等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献するため、「途上国の課題解決型ビジネス(SDGs ビジネス)調査」をはじめとする海外展開支援事業を形成・実施する。
- ・ 「国際展開戦略」等の実施に向け、経協インフラ会議等に対して必要な情報を提供する。また、日本政府の政策的な優先度及び民間企業等のニーズを踏まえ、機構の民間連携に関する制度改善にも取り組む。加えて、開発途上地域における開発効果が高く、日本の民間企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を形成・実施する。

##### イ 中小企業等

- ・ 日本の中小企業等の海外展開を支援することを通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。特に、開発ニーズと日本の中企業等の製品・技術等とのマッチング強化のため、中小企業等に対する開発課題等に係る情報提供や、企業が有する製品・技術の開発途上国政府等に対する紹介を推進する。
- ・ 提案型事業に参画する中小企業等の裾野拡大のため、中小企業海外展開セミナー等で官民連携事業の優良事例や教訓等を発信する。
- ・ 上記の取組を強化するため、地方自治体、大学、他の支援機関（日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、地方銀行等）とのネットワークを活用する。
- ・ 特に、新輸出大国コンソーシアムの支援対象を踏まえた中堅企業を含む裾野拡大や、開発ニーズに照らして応募数の少ない地域への基礎調査促進、研究・試作・実証段階の製品・技術等を活用した提案、質の高いインフラ投資の更なる推進に向けたインフラ建設関連事業の提案等を推奨するための制度改善に取り組む。

#### (7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

##### ア ボランティア

- ・ 開発途上地域のニーズと日本の人材リソースを一体的に捉え、開発課題に沿ったボランティア事業を実施する。特に、個々の事業の形成から募集・選考・訓練そして派遣まで一気通貫で管理するための業務フローの見直しに加え、技術協力事業等と連携した現地研修及び、活動支援資料の提供等による効果的な派遣中ボランティアの支援に取り組む。
- ・ 多様な人材の参加機会の提供と効果的な人材確保のため、地方自治体、大

学・教育機関、民間企業等との連携を進める。特に、国内拠点を結節点とした地方における連携対象の拡充、効果的連携事例の形成・発信、関連制度・手続きの整理・見直しに取り組む。

- ・ボランティア事業や国際協力に対する一層の理解と支援を得るため、開発途上地域での活動や帰国後の社会還元の好事例を発信する。特に、日本の地域の課題の解決に貢献する帰国隊員の活動支援制度（グローカル協力隊等）の見直し、拡充に取り組む。

#### イ 地方自治体

- ・地方自治体が有する知見、技術等を活用した事業を形成・実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の好事例を蓄積・発信するとともに、地方自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- ・特に、新規に配置する地域連携アドバイザーの活用や都道府県庁等との対話を通じて、自治体の開発協力への参画や連携を促進する。

#### ウ NGO/市民社会組織（CSO）

- ・NGO/CSO の知見やアプローチの多様性をいかした事業を形成・実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、国際協力活動への参加から草の根技術協力事業等への応募、開発途上地域での事業実施に至る NGO/CSO の一連の活動を促進するためのコンサルテーションを行う。その際、NGO-JICA 協議会等の対話の機会や NGO 等活動支援事業及び機構の有する国内外での開発協力の経験を活用する。
- ・特に、コンサルテーションの質の向上に取り組むとともに、2016 年度に制度改正した NGO 活動支援事業の参加者拡大を目指す。

#### エ 大学・研究機関

- ・大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した事業を形成・実施するとともに、担い手の裾野拡大にも取り組む。また、地球規模課題の解決に対する新規事業の形成や、事業成果の他の事業形態（スキーム）への展開を図る。
- ・特に、地域の国際化等にも留意しつつ、開発途上地域の将来の発展を担う中核人材の育成のため、日本の大学において専門的な知見を学ぶ機会を提供する。加えて、日本で学ぶ開発途上地域の人材に対し、日本理解を推進するための取組を行う。

#### オ 開発教育、理解促進等

- ・児童・生徒の国際理解を促進するため、開発教育支援事業を実施する。また、開発教育や国際理解教育の裾野を拡大するための取組を文部科学省、教育機関、NGO 等の様々な主体と連携して行う。特に、2020 年からの学習指導要

領の改訂に向けて、開発途上地域の現状や課題と開発協力の意義が適切に学校現場等で伝えられるような働きかけや、SDGs 等の理解促進に向けたメディア等との連携事業を実施する。

- ・ 地球ひろばを含めた国内拠点を通じ、国民の開発協力への理解促進に取り組む。特に、地球ひろば（市ヶ谷）の展示スペースのリニューアルや、SDGs をテーマとした企画展示を行う。

### 事業実施基盤の強化

#### (8) 事業実施基盤の強化

##### ア 広報

- ・ 機構に対する理解の促進を図るため、開発課題や機構の活動とその成果の国内外のプレス向け発信を、国内外で関心の高いイベント時等の時宜を得た形で行う。また、ソーシャルメディアを活用し、関心を持ってもらいやすい話題や動画を発信する。特に、ウェブサイトのリニューアルに向け、機構としてのデジタルメディアにおける位置付と役割分担を念頭に、ウェブサイトの活用方針を策定する。
- ・ 開発協力に対する国民への一層の理解と支持を得るべく、ODA 見える化サイトの掲載事業を更新する。

##### イ 事業評価

- ・ PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を着実に実施し、評価結果を速やかにかつわかり易く公開、発信する。
- ・ 事業評価を通じた学習・改善を図るため、評価結果の横断分析、統計分析及びインパクト評価等を実施する。事後評価については、国内外の NGO、大学等の多様な主体と連携した専門的かつ多様な視点から分析する。また、効果発現のプロセスの分析やメタ評価の手法を試行・整理する。
- ・ 事業の改善や効果発現の向上に貢献すべく、評価結果から得られる学びを協力方針や事業等にフィードバックするため、機構内外に対するセミナーや研修等の実施を行う。
- ・ 事業評価の実施基盤を強化するため、事業部門や在外拠点が行う事業評価の実施支援や標準的指標例の改訂等を行う。また、学会や国際会議等で事業評価を通じて得た知見を発信する。

##### ウ 開発協力人材の育成促進・確保

- ・ 協力ニーズの多様化に対応した開発協力人材の養成と確保のため、能力強化研修を行う。特に、質の高いインフラ輸出等の新たな課題を踏まえた能力強化研修のコースを新設する。
- ・ 開発協力人材の裾野拡大を目指し、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」による情報発信を強化するため、コンテンツの拡充や掲載情報の多様化を図る。特に、学生による利用拡大を見据え、学生向けのコンテ

ンツを拡充する。また、2018年度に予定している「PARTNER」のリニューアルに向けて、ウェブサイトの新規構築を行う。

## エ 知的基盤の強化

- ・ SDGs達成に向けた効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に資する研究を、新たな開発ニーズにも柔軟に対応しつつ実施し、研究成果を事業にフィードバックする。特に、日本の開発及びODAの歴史、中国等の新興国の開発協力、インフラ事業等のインパクト評価、アジアのインフラ需要推計等に関する研究を行う。
- ・ 海外の研究機関等との連携を通じ、研究所の内部人材の育成や国内外の研究者・研究機関とのネットワークを強化する。
- ・ ワーキング・ペーパー及び書籍の発刊やウェブサイトの活用、学術誌への投稿を通じて研究成果を公開する。主催・共催するシンポジウムやセミナー、国際会議等の場を活用し、国際機関、研究機関、政策担当者や援助実務者に対して、研究成果を発信する。

## オ 災害援助等協力

- ・ 国際基準を維持するための研修・訓練プログラムの見直しと資機材整備を推進するとともに、登録要員の能力の維持・向上のための研修・訓練を実施する。
- ・ 捜索・救助や災害医療及び感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験・知見を発信する。また、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持する。
- ・ 多様な感染症に対応できるよう、感染症対策チームの登録要員を確保するため、関連学会等での広報や研修・訓練を実施する。加えて、必要な資機材を拡充して整備する。

## 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

#### ア 実施体制の整備

- ・ 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを行うとともに、運用状況をレビューしつつ、今後の体制を検討する。また、効率的な業務運営のため、本部から国内拠点、海外拠点への支援を強化する。
- ・ 外部の知見を効果的に活用するための経営諮問会議を新たに設置し、年2回の開催を通じて、組織経営を踏まえた視点から、機構の業務戦略に関する助言を得る。また、SDGs等の開発動向、国際援助潮流及び開発途上地域の情勢等を踏まえた視点から事業方針や取組に関する助言を得るため、主として海外の有識者から構成される International Advisory Board を新たに設置する。
- ・ 各部門の役割・責任範囲を明確化するため、規程類の継続的な見直しを行う。
- ・ 海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。

#### **イ 業務基盤の強化**

- ・ 業務の質の向上や業務軽量化のために新たに整備する機構内の情報共有基盤を着実に稼働させる。また、同基盤の効果的な活用促進と円滑な移行のため、利用者向け研修を実施する。

#### **(2) 業務運営の効率化、適正化**

##### **ア 経費の効率化**

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、業務の質の確保に留意しつつ前年度比1.4%以上の効率化を達成する。

##### **イ 人件費管理の適正化**

- ・ 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。
- ・ 手当を含めた役職員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮したうえで厳格に検証して給与水準の適正化に取り組む。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

##### **ウ 保有資産の必要性の見直し**

- ・ 詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。また、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。加えて、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用の方策を継続的に検討する。

##### **エ 調達の合理化・適正化**

- ・ 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。
- ・ 契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催などを通じ、透明性の向上や新規参入の拡大、競争性の向上に取り組む。
- ・ 適正な調達を継続的に行うための事務能力を強化するため、国内拠点、海外拠点に対する遠隔研修や直接支援等を行う。

### **3. 財務内容の改善に関する事項**

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務について、以下6.に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき事業の質の確保に留意して適正な予算執行管理を行う。
- ・ 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

### **4. 安全対策に関する事項**

- ・国際協力事業関係者の安全確保のため、「国際協力事業安全対策会議最終報告（2016年8月）」に基づき、安全対策の強化に向けた取組を行う。具体的には、脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化や日本政府と連携した情報共有の徹底、事業関係者等に対する行動規範の共有の徹底、海外拠点等でのハード・ソフト両面の防護措置の強化、安全対策に係る研修・訓練機会の整備と拡充、及び危機発生時の対応能力強化や事業関係者に対する支援策の検討等を着実に推進する。
- ・施設建設等事業の工事安全対策に関し、工事安全対策に関する指針文書の適切な運用や現場における安全対策の強化を通じ、安全対策に関する取組を徹底する。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策を重点的に実施する。

## **5.その他業務運営に関する重要事項**

### **(1) 効果的・効率的な開発協力の推進**

#### **ア 予見性、インパクトの向上**

- ・国・地域の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめたJICA国別分析ペーパーを策定または改定し、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施モニタリングにも活用する。
- ・開発課題の現状や解決策について検討し、それを事業に反映することにより、課題対応力を強化する。特に、課題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の協力方針等を策定または改定し、事業形成や実施にも活用する。
- ・SDGsへの貢献を明確化するため、SDGsに向けた対応を記載したポジションペーパー等に基づき、重点的に取り組む協力プログラム等を選定し、その内容や成果を国際的に発信する。

#### **イ 効果・効率性の向上**

- ・日本政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、日本政府とともに開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度や運用の改善を行う。
- ・技術協力については、上記にも対応した制度や運用の改善や導入を行うほか、留学制度を活用した人材育成の推進のための制度・運用の改善を行う。また、帰国研修員による各国でのネットワークの強化や活動の活性化のため、各国の同窓会活動の事例共有等を行う。
- ・有償資金協力については、質の高いインフラパートナーシップ関連の新規施策の実施（円借款の迅速化等）に取り組む。
- ・無償資金協力については、「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」（2016年6月外務省）を踏まえた制度の改善や導入を行う。
- ・各種の事業や調査研究等から得られた知見や教訓を活用するため、ナレッジマネジメントネットワークを推進し、SDGs等に関するナレッジの蓄積、共有、発信を行う。

## (2) 國際的な議論への積極的貢献及び國際機関・他ドナー等との連携推進

### ア 國際的な議論への参加と発信

- ・ 國際的な援助潮流の形成に参画するため、國際会議等に参加し、日本の考え方を踏まえ知見・経験等を発信する。特に、SDGs の実施、開発資金及び 2017 年度に予定されている主要國際会議（日本が主催する ADB 年次総会及び UHC モニタリングに関する國際会議等）における議論に貢献する。

### イ 國際機関・他ドナー等との連携推進

- ・ 重要課題（UHC・栄養、インフラ、難民等）に係る事業や共同発信を効果的に実施するため、國際機関・他ドナー等との本部レベルでの協議等を通じた連携を推進する。
- ・ 国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を推進する。特に、韓国やタイの对外援助機関との協議・連携を進める。

## (3) 開発協力の適正性の確保

### ア 環境社会配慮

- ・ 環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う。また、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外の関係者の研修機会を拡充するとともに、研修業務をより効果的・効率的に行うため、コンサルタントや大学等への外部委託化を実施する。
- ・ 環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討と改定を目的として、ガイドラインの運用実態を確認する。

### イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進

- ・ 外務省が新たに策定した女性の活躍推進のための開発戦略にも貢献するため、同戦略の重点分野である女性の健康や生活にやさしい環境の整備、女子教育の推進・強化、防災分野等における女性のリーダーシップ推進に関する事業を形成・実施する。また、引き続き国連決議 1325 号国別行動計画の実施とモニタリングに貢献する。
- ・ 機構事業におけるジェンダー主流化を推進するために、ジェンダー案件の量的拡大と質的向上を図る。特に、開発援助委員会（DAC）のガイドラインを踏まえたジェンダー案件選定手順の整備、各事業ジェンダー主流化重点案件の選定と技術支援、SDGs 統計に留意したモニタリング体制の検討を行う。
- ・ 事業の各段階におけるジェンダー平等の視点に立った業務運営を推進するため、機構内外の関係者に対しジェンダー主流化に係る研修・啓発活動を実施する。

## ウ 不正腐敗防止

- ・ 不正腐敗情報相談窓口を適切に運用し、不正行為等に関する情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動を実施する。

### (4) 内部統制の強化

#### ア 内部統制を実施するための環境整備

- ・ 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備するとともに、必要に応じて内部統制が機能するよう改正する。

#### イ 組織運営に関係するリスクの評価と対応

- ・ 主要リスクの見直しを行うとともに、見直し後の主要リスクに基づき、機構の業務運営上のリスクを分析、評価する。また、リスク事案に対して適時・適切に対応し、再発防止策を講じる。リスクの分析、評価結果及びリスク対応状況について、コンプライアンス及びリスク管理委員会等の場でその結果を報告する。
- ・ 有償資金協力業務の適切な業務運営を確保するため、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。

#### ウ 内部統制の運用

- ・ 機構における内部統制が確実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を理事会にて報告するとともに、必要に応じ内部統制の態勢の強化を検討する。
- ・ 業務の有効性及び効率性を向上するため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。

#### エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

- ・ 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して適切に対処する。

#### オ 内部監査の実施

- ・ 内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

#### カ ICTへの対応

- ・ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、情報セキュリティ規程等を確実に運用する。また、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会の開催や情報セキュリティ対策推進計画のレビューを通じて、情報セキュリティに係る組織的対応能力を向上させる。
- ・ 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するための方策を検討し、可

能なものから実施する。

- ・ 行政機関個人情報保護法等の改定に対応するべく、機構の規程等を改定し、個人情報の保護を推進する。

## **6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）**

別表 1～3 のとおり。

なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「新しい経済政策パッケージについて」（平成 29 年 12 月 8 日）において、生産性革命の実現を図るために措置されたことを認識し、中小企業の海外展開・生産性向上に資する事業等に係る技術協力に活用する。

## **7. 短期借入金の限度額**

一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円

### **【理由】**

- ・ 一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

## **8. 剰余金の用途（有償資金協力勘定を除く。）**

- ・ 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の用途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

## **9. その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

### **(1) 施設及び設備に関する計画**

- ・ 業務実施上の必要性の視点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

### **(2) 人事に関する計画**

- ・ 現地職員も含めた多様な人材を活用し、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境を整備するため、働き方の選択肢の柔軟化、コミュニケーションの活性化やナレッジマネジメントの強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等を行う。特に、働き方改革「SMART JICA PROJECT」の推進を通じた生産性向上、創造的業務の促進や、キャリア形成とライフイベント、家庭生活の両立に向けた施策の実施、研修実施を通じた現地職員の能力開発に向けた取組を行う。

- ・職員の能力強化と中核的な人材育成のため、職員のキャリア開発にむけた研修や総合職職員のキャリア・コンサルテーションの継続、他機関への出向等を実施する。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項  
(機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項)

- ・前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の整理を行ってもなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。
- ・前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

以上

(別紙) 指標一覧

(別表) 予算、収支計画、資金計画

## 指標一覧

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
【指標 1-6 <sup>1</sup> 】ABE イニシアティブ及び Innovative Asia 公約達成のための育成人材数（長期研修等）	
➤ ABE イニシアティブ	250 人
➤ Innovative Asia	200 人
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
【指標 2-3】機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口	44 万人
【指標 2-8】学びの改善のための支援により裨益した子供の人数	350 万人
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	
【指標 3-4】中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数	5,000 人
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築	
【指標 4-3】防災分野に係る育成人材数	8,000 人
(5) 地域の重点取組	
【指標 5-2】2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人
【指標 5-3】TICAD VI 公約達成のための、アフリカにおける育成人材数	350 万人
(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
【指標 6-5】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	1,200 件
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	
【指標 7-4】ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	1,200 件
(8) 事業実施基盤の強化	
【指標 8-2】プレスリリース発出数	50 件
【指標 8-3】フェイスブック投稿数	350 件
【指標 8-4】ODA 見える化サイト掲載案件の更新数	500 案件
【指標 8-7】PARTNER 新規登録人数	1,800 人
【指標 8-10】国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数	150 人

<sup>1</sup> 指標の番号は中期目標（第 4 期）（2017～2021 年度）の指標番号を指す（以下同様）。

<b>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>	
(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	
【指標 9-2】新情報共有基盤システムの研修実績回数	12 件
(2) 業務運営の効率化、適正化	
【指標 10-1】一般管理費及び業務経費の効率化	対前年度比 1.4%以上
【指標 10-4】有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 件
<b>4. 安全対策に関する事項</b>	
【指標 12-3】事業関係者等の安全対策研修の受講者数（テロ対策研修受講者数を含む）	3,000 人（うち、テロ対策実技研修 720 人）
<b>5. その他業務運営に関する重要事項</b>	
(1) 効果的・効率的な開発協力の推進	
【指標 13-3】SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に对外発信された協力プログラム等の数	6 件
(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	
【指標 14-2】参加・発信した国際会議の数	66 件
(3) 開発協力の適正性の確保	
【指標 15-4】機構が実施するプロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率	40%以上
(4) 内部統制の強化	
【指標 16-2】内部統制のモニタリング実施回数	2 回

## 予算

## 別表 1

(単位：百万円)

区分		開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
収入	運営費交付金収入	103,266	9,946	26,361	5,467	9,277	154,316
	施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	470	470
	事業収入	230	-	21	-	-	250
	受託収入	280	-	5	-	-	285
	寄附金収入	-	-	15	-	-	15
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	3,837	764	846	28	-	5,474
	計	107,613	10,710	27,247	5,495	9,746	160,810
支出	業務経費	107,333	10,710	27,227	5,495	-	150,764
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	105,213	9,110	26,927	4,615	-	145,864
	施設整備費	-	-	-	-	470	470
	受託経費	280	-	5	-	-	285
	寄附金事業費	-	-	15	-	-	15
	一般管理費	-	-	-	-	9,277	9,277
	計	107,613	10,710	27,247	5,495	9,746	160,810

## [人件費の見積り]

13,967百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

## [運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

【参考】「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費の地域別の予算内訳は以下のとおり。

(単位：百万)

	東南アジア・ 大洋州	東・中央アジア	南アジア	中南米・カリブ	アフリカ	中東・欧州	全世界・その他
「開発協力の重点課題」 業務経費内訳	26,101	4,844	13,627	8,525	35,672	8,290	10,273

[注1]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[注3]運営費交付金収入及び業務経費については、平成29年度補正予算(第1号)により措置された「新しい経済政策パッケージについて」(平成29年12月8日)の中小企業の海外展開・生産性向上に資する事業等の技術協力に係る予算(4,020百万円)が含まれている。

## 収支計画

別表2

(単位：百万円)

区分	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部	107,613	10,710	27,247	5,495	7,892	158,956
経常費用	107,613	10,710	27,247	5,495	7,892	158,956
業務経費	107,333	10,710	27,227	5,495	-	150,764
(うち特別業務費を除いた業務経費)	105,213	9,110	26,927	4,615	-	145,864
受託経費	280	-	5	-	-	285
寄附金事業費	-	-	15	-	-	15
一般管理費	-	-	-	-	7,438	7,438
減価償却費	-	-	-	-	454	454
財務費用	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	-	-
収益の部	103,776	9,946	26,401	5,467	7,892	153,481
経常収益	103,769	9,946	26,401	5,467	7,892	153,474
運営費交付金収益	103,266	9,946	26,361	5,467	7,438	152,477
事業収入	223	-	20	-	-	243
受託収入	280	-	5	-	-	285
寄附金収入	-	-	15	-	-	15
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	454	454
財務収益	7	-	1	-	-	8
受取利息	7	-	1	-	-	8
臨時収益	-	-	-	-	-	-
純利益(▲純損失)	▲3,837	▲764	▲846	▲28	-	▲5,474
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3,837	764	846	28	-	5,474
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益(▲総損失)	-	-	-	-	-	-

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 資金計画

別表3

(単位：百万円)

区分	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	111,425	11,435	27,806	5,498	36,645	192,808
業務活動による支出	107,613	10,710	27,247	5,495	7,438	158,501
業務経費	107,333	10,710	27,227	5,495	-	150,764
(うち特別業務費を除いた業務経費)	105,213	9,110	26,927	4,615	-	145,864
受託経費	280	-	5	-	-	285
寄附金事業費	-	-	15	-	-	15
一般管理費	-	-	-	-	7,438	7,438
投資活動による支出	-	-	-	-	2,309	2,309
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	2,309	2,309
財務活動による支出	-	-	-	-	611	611
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	611	611
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	8,028	8,028
翌年度への繰越金	3,812	726	559	3	18,260	23,360
資金収入	111,425	11,435	27,806	5,498	36,645	192,808
業務活動による収入	103,776	9,946	26,401	5,467	9,277	154,866
運営費交付金による収入	103,266	9,946	26,361	5,467	9,277	154,316
事業収入	230	-	21	-	-	250
受託収入	280	-	5	-	-	285
寄附金収入	-	-	15	-	-	15
投資活動による収入	32	-	-	-	167	199
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	167	167
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	32	-	-	-	-	32
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	7,617	1,490	1,405	31	27,201	37,743

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。